

那覇市立松島小学校の特別支援教育について

平成 29 年 2 月作成

1 基本理念

特別支援教育の視点を全ての児童の指導に生かす

判断基準：本当に子どもの人権・能力・適正・学力の向上になるかどうか

- ① 特別支援教育は、障がいのある幼児児童の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという立場に立ち、児童一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は、克服するために適切な指導及び支援を行う。
- ② 特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れの無い発達障がいもふくめて、特別な支援を必要とする児童の支援を行う。
- ③ 特別支援教育は、障がいのある児童への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる重要な意味が有ることを理解する。

2 ねらい

個々の児童の障がいの程度や発達段階、特性等に応じて教育課程を編成し、良い環境を整え、可能性を最大限に伸ばし、将来社会の一員として適応できる生活能力、言語能力を身につけさせ、社会自立ができるようにする

3 基本方針

- ① 特別支援教育は、LD、ADHD、高機能自閉症も含め、障がいのある児童に対して適切な指導や必要な支援に努める。
- ② 一人一人の教育的ニーズを把握した適切な教育的支援は、障がいの有無にかかわらずすべての児童の指導においても必要であることの理解に努める。
- ③ 学校・授業のユニバーサルデザインの構築に努める
- ④ すべての子どもに「わかる喜び」や「学ぶ意義を実感できる」授業実践に努める。
- ⑤ 「わかりやすい授業」は、障がいのある子どもには、「ないと困る」支援であり、どの子どもにも「あると便利」な指導の工夫改善に努める。
- ⑥ インクルーシブ教育システムの構築に努める。

障がいのある子もない子も

- ・ 授業内容がわかる
- ・ 学習活動に参加している充実感・達成感をもつ
- ・ 充実した時間を過ごす
- ・ 生きる力を身につける

- ・基礎的環境整備を図る。
- ・合理的配慮に努める。
- ・地域内の教育資源（幼・小・中・高・特別支援学校・通級指導教室等）の連携を図る。

4 学校のユニバーサルデザイン

- ① 特別支援教育の視点もち全校体制で、取り組む。
- ② **生徒指導**：対処療法的な指導から生徒指導三機能を生かす指導へ
- ③ **授業改善**：一斉指導での教え込みスタイルから「学び合う関係づくり」へ
- ④ **特別支援教育の質的改善**：アセスメントを行った上での個のニーズ応じた支援
- ⑤ どの学級も、どの教師も同じ考えで進んでいく。
- ⑥ 適切で望ましい学校環境、教室環境づくりに努める。
- ⑦ わかりやすい授業づくりに努める。
- ⑧ 満足感、成就感が味わえる学習活動の設定に努める。
- ⑨ 安心して学べる仲間づくりの支援に努める。

相互に関係
しあう事の
理解を図る。

5 学級のユニバーサルデザイン

- ① どの子にもわかりやすく、安心して参加できる教育環境をつくる。
- ② どの子にも学ぶ喜び、わかる楽しさを感じ得させ、確かな学力が身についていく授業づくりに努める。（学習指導）
- ③ どの子にも自信を持たせる。
- ④ 間違い（できないこと）に気付かせるより、正しいこと（できること）に気付かせる。
- ⑤ 一人一人の自己実現を図り、自己有能感を高める教育活動を推進する（生徒指導）
- ⑥ 環境の工夫、ルール of 明確化、視覚的な工夫、発問や説明の工夫、認め合う場の設定を取り入れる。
- ⑦ 授業づくりの工夫に努める。
 - ・板書と机間指導の工夫（構造化された板書と意図的な机間支援）
 - ・見通しがもてるようにする。（本時のねらいや授業の内容の見通しを明確にする。）
 - ・視覚的に示す。（百聞は一見にしかず）
 - ・話し方を工夫する。（話し方一つで子どもは集中する。）
 - ・肯定的に評価する。（できたことをしっかり評価する。具体的に指導する。）
 - ・学級を育てる。（お互いの気持ちを認め、やる気のでる学級集団をつくる。）

*引用 佐藤慎二「通常学級の特別支援 今日からできる140の提案」

6 体制の整備及び必要な取組

- (1) 特別支援コーディネーターを中心に、校内委員会の機能化を図り、通常の学級に在籍する障がいのある児童の支援体制の充実に努める。
- (2) 校内研修等を通して特別な支援を必要とする児童への具体的な指導方法、指導上の留意点について理解を深める。

- (3) 特別支援学級の弾力的運用として通常の学級に在籍する児童が、特別支援学級で支援が必要な場合は、校内委員会や保護者との相談をもって可能な限り対応できるよう校内条件整備に努める。
- (4) 特別支援教育支援員（ヘルパー）等の活用については、特別支援教育コーディネーターを中心に、関係担任や学年職員等と連携を取り合い、児童への支援が円滑に行われるようにする。
- (5) 児童個々の発達の段階（障がいの状態や特性など）を適格に把握し、授業や学校生活での目標、具体的な学習内容・方法等、きめ細かい指導が行えるよう「個別の支援計画」を作成する。（＊個別の支援計画を作成する際には、那覇市の個人情報保護条例等に基づいて、適切な手続きを行う。）

7 校内委員会

(1) 役割

- ① 学習面や行動面で特別な教育的支援が必要な児童に早期に気づき、対応策を講ずる。（必要に応じて「ケース会議」をもつ）
- ② 特別な教育的支援が必要な児童の実態把握を行い、学級担任の指導への支援方を具現化する。
- ③ 保護者や関係機関と連携して、特別な教育的支援が必要な児童の「個別の支援計画を」作成する。
- ④ 校内関係者と連携し、特別な教育的支援が必要な児童の「個別の指導計画」を作成する。
- ⑤ 特別な教育的支援が必要な児童への指導とその保護者との連携について、全教職員の共通理解を図る。また、そのための校内研修を推進する。
- ⑥ 専門家チームに判断を求めるかどうかを検討する。尚、LD、ADHD、高機能自閉等の判断を行うものではないことを十分注意する。
- ⑦ 保護者の相談窓口となるとともに、理解推進の中心となる。

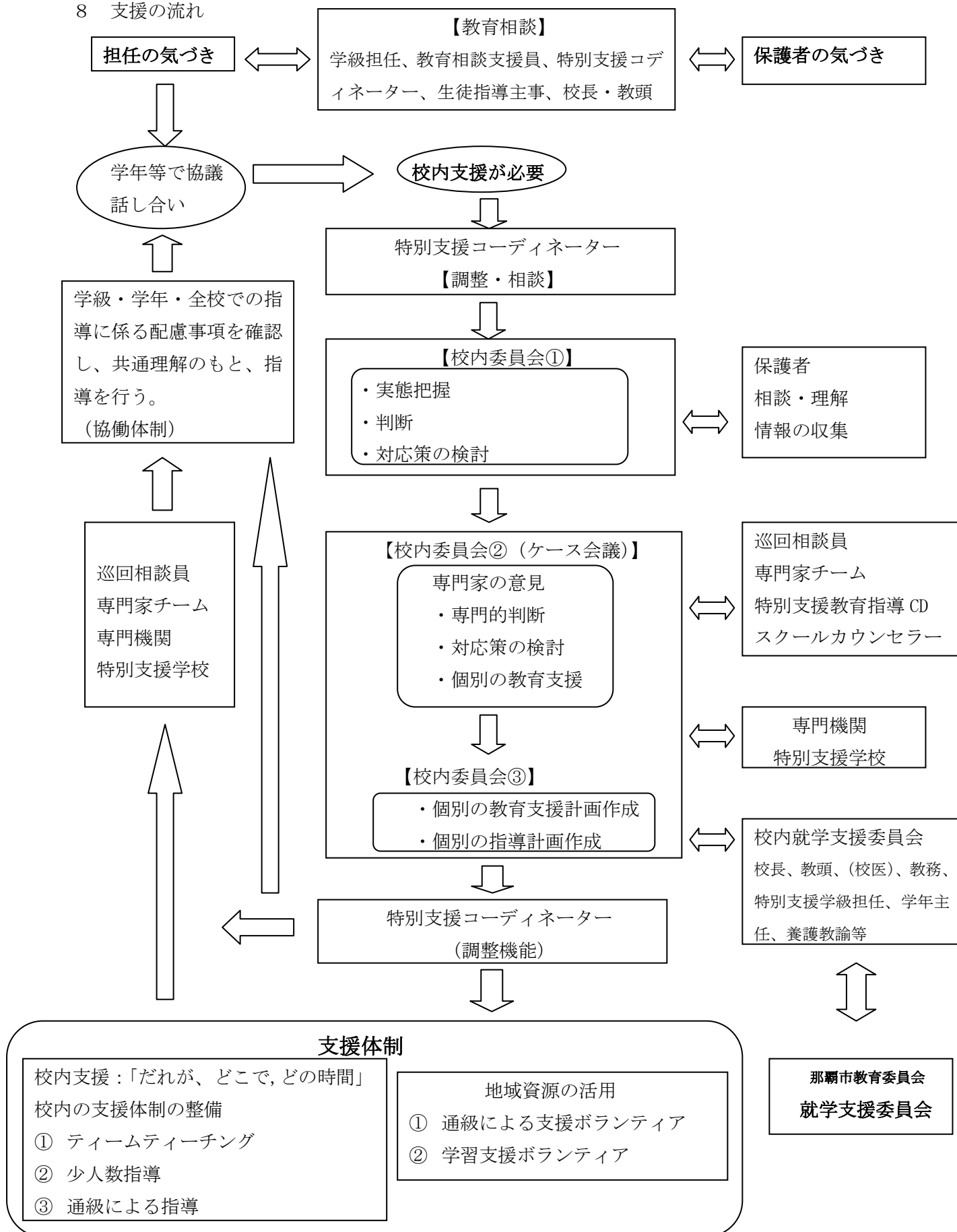
(2) 構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援学級担任、養護教諭、関係学級担任、関係学年主任、特別支援コーディネーター

(3) 校内委員会は、特別支援教育・生徒指導・教育相談を兼ねて行う。

- ①特別支援教育・特別支援学級の情報共有をする。
- ② 生徒指導面からの支援・配慮を行うための情報共有する。
- ③教育相談は、児童だけでなく保護者支援も行うための情報共有をする。

8 支援の流れ



9 校内における具体的な支援

「8 支援の流れ」に示した支援体制について具体化をする。

原則として全職員で支援に当たる。主に理科専科・音楽専科・ヘルパー・指導方法改善加配教諭、特別支援担当、学習支援ボランティア等の時間を調整し指導・支援にあたる。その際には、個別の指導計画に基づいて指導を行う。

(1) ティームティーチング

学習活動のねらいが達成できるように、活動のサポートを行う。

(2) 少人数指導

学習の習熟の程度に応じた指導を行う。

(3) 通級による指導

教科等の内容に応じて、個別の指導を行う。

(4) 学習支援ボランティア（大学生等も含む）を活用し、必要に応じて支援を行う。

(5) 特別な教育支援を必要とする児童の出すサインに気づき、つまづきや困難等の状況を理解する。

(6) 特別な教育支援を必要とする児童の実態把握を行い、学級担任の指導への支援方策を具現化する。

(7) 特別な教育支援を必要とする児童の実態把握を行い、学級担任の指導への支援方策を具現化する。

(8) 保護者や関係機関と連携して、特別な教育的支援を必要とする個別の教育支援計画を担任と共に作成する。

(9) 特別な教育支援を必要とする児童の指導とその保護者との連携について、全職員の共通理解を図る。

(10) 保護者の理解のもとに、必要に応じて外部の専門家による判断等を踏まえて、実態把握と必要な支援内容を明確にし、共通理解を図りながら進めていく。

(11) 教育支援の対象となった児童の支援状況を定期的に校内特別支援委員会に報告する。

支援方法・支援内容を必要に応じて定期的に見直す。

(12) 特別支援教育コーディネーターを中心に情報交換をし、支援方法・内容を工夫改善する。

(13) 支援対象児童の校内支援に関する資料は、児童別に個別の支援ファイルを作成する。

(14) 児童に対する支援は、4つの支援レベルを設定する。

レベル1：担任が学級の中で配慮や支援を行う。

レベル2：担任及び学年、専科、指導法改善、学習支援ボランティア等複数の支援体制で行う。

レベル3：校内通級やヘルパー等の支援。

レベル4：特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、巡回相談、福祉、医療など専門機関との連携

(15) 支援レベルの変更は校内特別支援委員会に報告する。

(16) 支援対象児童についての現状報告は、毎月校内特別支援委員会で学年の担当が報告

する。

- (17) 児童の支援に関しては、担任・コーディネーターを中心とした支援チームを形成し、支援体制を構築する。

1 0 校内就学支援委員会

(1) 役割

- ① 就学支援や教育相談等を継続的に行うとともに、那覇市教育支援委員会と連携を取り合い、適切な対応に努める。
- ② 障がいのある児童及び保護者を対象に特別支援教育を理解してもらうために体験入学（学校・学級参観、教育活動への参加、就学相談等）恒常的に実施できるような体制づくりを図り、就学支援の充実に努める。

(2) 構成

校長、教頭、(校医)、教務、特別支援学級担任、学年主任、養護教諭等

1 1 特別支援教育コーディネーターの役割

(1) 校内における役割

- ① 校内委員会のための情報の収集・準備 *担任への支援
- ② 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成
- ③ 校内研修の企画・運営

(2) 外部の関係機関との連絡調整等役割

- ① 関係機関の情報収集
- ② 専門機関等への相談をする際の情報収集と連絡調整
- ③ 専門家チーム、巡回相談員との連係

(3) 保護者に対する相談窓口

1 2 支援スタッフの役割

- (1) 校内における支援は、児童の状況を考慮し全職員で協力支援する。
- (2) 担任と特別支援コーディネーターが中心になって作成した個別に教育支援計画と個別指導計画に基づいた指導を行う。

・個別指導 ・個別面談 ・ ソーシャルスキル学習 ・学級指導

1 3 特別支援学級の教育課程

インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進

平成 28 年 4 月 1 日にから障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）が施行。教育では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月、文部科学省中央審議会初等中等教育分科会）において、共生社会の形成に向けて、障がい者の権利に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため特別支援教育の推進を図ることが求められている。

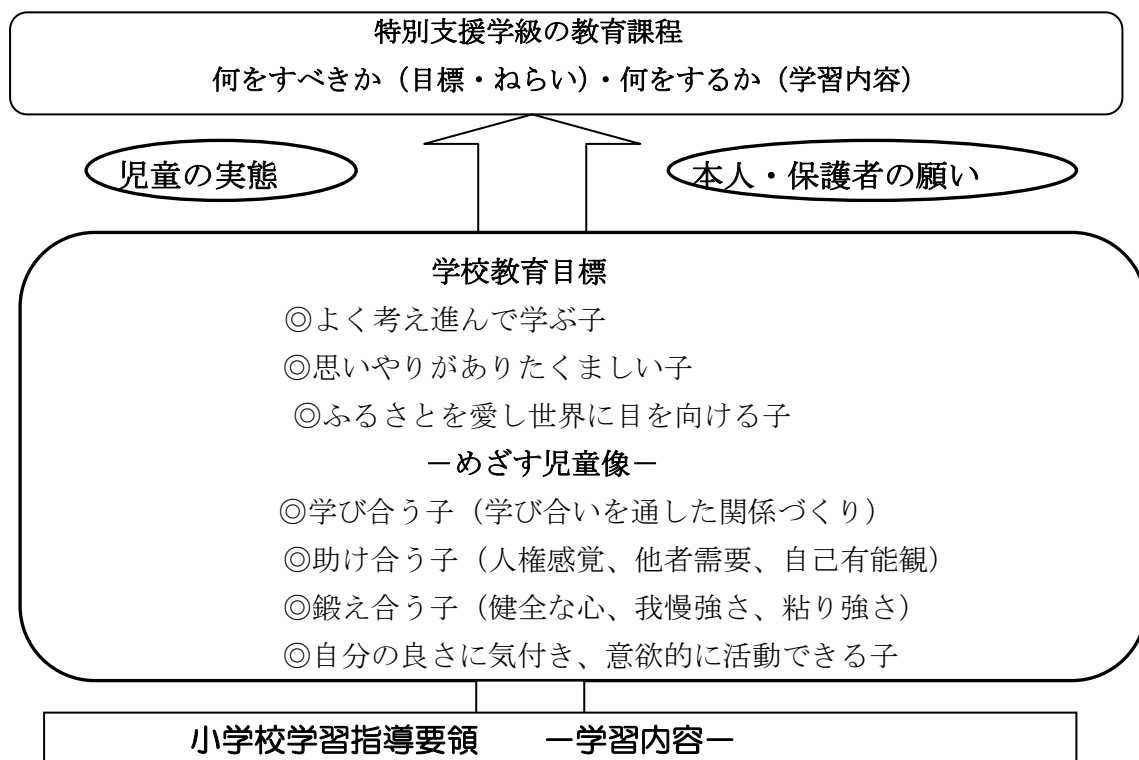
インクルーシブ教育システム（人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある者が精神

的・身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障がいのある者、無いものが共に学ぶ仕組み）においては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、その時点で教育的にニーズに最も確に応える指導を提供できる、多様で柔軟なしくみを整備することが求められている。（平成28年3月 独立行政法人特別支援教育総合研究所「特別支援学級の教育課程編成」ガイドブックー試案ー参照）

特別支援学級：障がいがあるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編成された少人数の学級で、児童生徒の障がいの状態等に応じて、適切な配慮の下に指導を行う。

教育課程編の考え方

教育課程編成の際に、児童の実態や保護者の願いに基づき、目標やねらいを設定し、学習内容を考え、子どもの教育的ニーズに応え、自立活動等を取り入れた教育を行う。



1.4 全体計画

- (1) 校内委員会は特別支援・生徒指導・教育相談の三部会合同で実施する。
毎月第一週目の木曜日に位置づける。
- (2) 全体会は職員会議で行い、校内委員会の経過報告をする。
- (3) 司会進行は生徒指導担当、記録は特支・教育相談担当が輪番で行う。
- (4) 特別支援に関するケース会議は必要に応じて行い、職員会議で共通理解を図る。